

# 市民活動支援センターミーティングコーナーの使用ガイドライン

令和3年11月30日改訂

## 1. 使用にあたって

感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり制限があることをご理解ください

- (1)使用者同士の距離(おおむね1メートル以上)を確保すること
- (2)活動にあたっては、接触や密接・飛沫感染が起こらないように配慮すること
- (3)基礎疾患のある方に配慮できること
- (4)その他、活動内容に応じた感染防止策を講じた上で使用すること

## 2. 使用者の健康確認

使用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を見合わせること

- (1)37.5度以上の発熱があった場合(または平熱比1度超過)
- (2)息苦しさ(呼吸困難)・強いたるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- (3)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (4)過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

## 3. 感染防止を意識した使用

- (1)咳エチケットやマスク着用(運動中の着用は任意)、手洗い・手指の消毒の徹底
- (2)ごみは各自持ち帰ること

## 4. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後2週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

## 5. その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守及び施設管理者の指示に従い使用すること